# 日本口蓋裂学会学術集会等における利益相反(COI)開示に関する規定

[令和元年10月3日制定]

日本口蓋裂学会は、学術集会等における発表の信頼性を保つため、以下のように利益相反 (conflict of interest: 以下 COI) 開示に関する規定を定める。

## 1. COI 開示の対象

学術集会等では、参加者が発表に関する COI について十分理解した上で内容の信頼性を 判断できるよう、すべての発表について COI の有無を明らかにする必要がある。COI のあ る場合は、その程度にかかわらず具体的にその内容を開示することが望ましいが、「日本医 学会 COI 管理ガイドライン」(平成 29 年 3 月改訂) に準じ開示することとする。すなわち、 発表者全員について発表時点から過去 3 年間に、年間 100 万円以上の 1 つの企業からの報 酬、株式の利益、特許使用料、年間 50 万円以上の 1 つの企業からの講演料、原稿料、総額 100 万円以上の 1 つの企業からの研究費・助成金、奨学寄付金、寄付講座運営金、年間 5 万円以上の 1 つの企業からの旅費、贈答品などの受領がある場合は金額を明記すること。 また、日本学術振興会科学研究費補助金、厚生労働科学研究費などの公的補助を受けて行った場合も明記することが望ましい。

## 記載例:

- ① 著者全員および所属講座に本研究に関し開示すべき利益相反(COI)はない。
- ② 本研究は〇〇製薬会社から資金提供を受けた (注:100 万円未満の場合には金額 記載は任意)。
- ③ ○○講座は、研究費として○○製薬会社から 150 万円の資金提供を受けた。
- ④ ○○講座は、本研究で用いた○○を販売している××会社から 100 万円の資金提供を受けた。
- ⑤ ○○の検討にあたっては、○○会社から測定装置の提供を受けた。
- ⑥ 本研究に関し、○○会社から労働力の提供を受けた。

## 2. COI 開示の方法

## 1) 演題登録

学術集会において講演、口演発表、展示発表を行うすべての演者は、演題登録時に COI の有無を学術集会運営者に対し申告しなければならない。 COI 開示の書式は開示書式 1 とし、申告方法は当該の学術集会運営者の定める方法とする。

## 2) 講演・口演発表

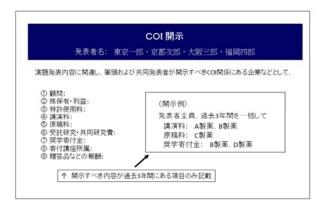
講演・口演発表では、開示すべき COI のない場合はスライド 1 枚目または 2 枚目において COI について開示するものとする(開示例 1)。開示すべき COI のある場合は、スライド 2 枚目においてその詳細を明らかとする(開示例 2)。いずれも十分理解できるよう時間に配慮すること。

## 3)展示発表

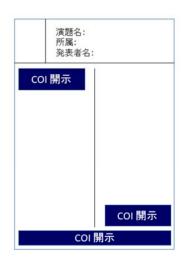
展示発表では、開示すべき COI のない場合は発表内容の冒頭、または末尾において、 COI について開示するものとする。開示すべき COI のある場合は、発表内容の冒頭に おいてその詳細を明らかにすること(開示例 3)。



開示例1: 講演・口頭発表においてスライド1枚目で行う場合 開示する COI がない場合、日本学術振興会科学研究費補助金、 厚生労働科学研究費などの公的補助金を用いて行った場合に限る。



開示例2: 講演・口頭発表においてスライド2枚目で行う場合 (開示する COI がある場合は必ずこの様式を用いる)。



#### 開示例3: 展示発表における開示方法

- 開示する COI がない場合は、発表内容の冒頭または末尾において 開示する。最下部に開示することも可。
- ・ 開示する COI がある場合は、冒頭で開示する。
- 開示内容は、講演・口演発表に準ずる。